

十一号及び第五項において同じ。) が十年を超えるものとし、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)

十一号及び第五項において同じ。) が十年を超えるものとし、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)

イ 首都圈整備法第二条第三項に規定する既成市街地

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域

ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

二一十四 省略

十五 次に掲げる区域(以下この号において「農用地区域等」という。)内にある土地等又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの

イ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において同条第二項第一号の農用地区域として定められている区域

ロ 沖縄県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを整備計画が定められたものを除く。

) 内にある同法第三条の農用地等の区域

省略

農業振興地域の整備に関する法律第二十三条に規定する勧告に係る協議、調停若しくはあつせん若しくは当該あつせんに準ずる農業委員会のあつせんにより取得をする農用地区域等内における土地等、当該土地等の当該取得若しくは第三十三条の二第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあつせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの、第三十四条の三第二項第二号に規定する農用地利用集積計画の定めるとところにより取得をする農用地区域等内にある土地等又は土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にあ

有期間をいう。以下この表及び第五項において同じ。) が十年を超えるものとし、第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

二一十四 同上

十五 同上

農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停若しくはあつせん若しくは当該あつせんに準ずる農業委員会のあつせんにより取得をする農用地区域等内における土地等、当該土地等の当該取得若しくは第三十三条の二第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあつせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの、第三十四条の三第二項第二号に規定する農用地利用集積計画の定めるとところにより取得をする農用地区域等内にある土地等又は土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にあ

同上

農業振興地域の整備に関する法律第二十三条第一項に規定する勧告に係る協議、調停若しくはあつせん若しくは当該あつせんに準ずる農業委員会のあつせんにより取得をする農用地区域等内における土地等、当該土地等の当該取得若しくは第三十三条の二第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあつせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの、第三十四条の三第二項第二号に規定する農用地利用集積計画の定めるとところにより取得をする農用地区域等内にある土地等又は土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にあ

十六～十八 省略	十九 削除	十六～十八 同上	省略	る土地等
----------	-------	----------	----	------

<p>イ 産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十五年三月三十一日までの期間（以下この号において「特定期間」という。）内に同法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。口において同じ。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。（同項第一号において同じ。）を受けかつ、同法第十七条第三項の確認（同項第一号に該当するものとして受けたものに限る。ハにおいて同じ</p>	<p>十九 国内にある土地等、建物又は構築物で、イからハまでに掲げる個人により取得がされたこれらの資産のうちその譲渡日の属する年の一月一日において所有期間が十年を超えるもの（それぞれイからハまでに規定する事業再構築計画の定めるところにより譲渡をされるものに限るものとし、イ又はハに掲げる個人にあつては、その譲渡の日前一年以内のいずれかの時において産業活力再生特別措置法第十七条第三項第一号に規定する特定業種に属する事業以外の事業の用に専ら供されていたものを除く。）</p>	<p>既成市街地等以外の地域内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置でそれ上欄のイからハまでに規定する事業再構築計画の定めるところにより取得をされるもの</p>	<p>十六～十八 同上</p>	<p>内にある土地等</p>
--	--	--	-----------------	----------------

。) を受けた個人

口 特定期間内に産業活力再生特別措

置法第三条第一項に規定する事業再

構築計画に係る同項の認定を受け、

かつ、同法第十七条第三項の確認(

同項第二号に該当するものとして受

けたものに限る。) を受けた個人

ハ 特定期間内に産業活力再生特別措

置法第三条第一項に規定する事業再

構築計画(同法第二条第二項第二号

に規定する事業革新について計画が

定められているものに限る。) に係

る同法第三条第一項の認定を受け、

かつ、同法第十七条第三項の確認を

受けた個人(イに掲げる個人に該当

するものを除く。)

二十一二十三 省略	省略
-----------	----

3 2 同 上

前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで(第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで)の間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得をした資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供しなくなつた場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」であるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

二十一二十三 同 上	同 上
------------	-----

3 2 同 上

前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで(第一項の表の第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。)の間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得をした資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたるものに限る。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合(当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)について準用す

る。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十日まで（第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十一月三十一日まで）の間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、当該翌年の十二月三十一日後二年内において当該税務署長が認定した日までの期間内、次条第二項第二号において同じ。）に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みである場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

## 5 11 省 略

（買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）

### 第三十七条の三 省 略

2 前項の場合において、同項の買換資産が第三十七条第一項の表の第十九号の下欄に掲げる資産（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合における同号の下欄に掲げる資産に限る。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「百分の二十一」とあるのは、「百分の十」とする。

## 5 11 同 上

（買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）

### 第三十七条の三 同 上

## 2| 省 略

2 前項の場合において、同項の買換資産が第三十七条第一項の表の第十九号の下欄に掲げる資産（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合における同号の下欄に掲げる資産に限る。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「百分の二十一」とあるのは、「百分の十」とする。

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

**第三十七条の四** 個人が、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで（第三十七条第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条、次条、第三十七条の七、第三十七条の九及び第三十七条の九の二において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

**第三十七条の五** 省略

**2** 第三十七条第四項及び第六項から第九項まで、第三十七条の一並びに第三十七条の三第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第四項

第一項及び第二項の規定は 昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで（第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月	第三十七条の五第一項の規定は、同項に規定する 譲渡資産
---	--------------------------------

(特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例)

**第三十七条の四** 個人が、昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで（第三十七条第一項の表の第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日までとする。）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金額をいう。以下この条、次条、第三十七条の七、第三十七条の九及び第三十七条の九の二において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

**第三十七条の五** 同上

**2** 第三十七条第四項及び第六項から第九項まで、第三十七条の一並びに第三十七条の三第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上

第一項及び第二項の規定は 昭和四十五年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで（第一項の表の第二十一号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄	第三十七条の五第一項の規定は、同項に規定する 譲渡資産
--	--------------------------------

第三十七条第九項	第三十七条第七項 及び第八項	第三十七条第六項									一日から平成十五年十二月三十日まで)の間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上	同上									に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては平成十二月三十一日までとする。)の間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの
同上											
同上											

5 · 6	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

第三十七条の二第一項	第三十七条の二第二項	第三十七条の二第三項	第三十七条の二第四項	第三十七条の二第五項	第三十七条の二第六項	第三十七条の二第七項	第三十七条の二第八項	第三十七条の二第九項	第三十七条の二第十項	第三十七条の二第十一項	第三十七条の二第十二項
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

4 · 3 省 略  
 個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と買換資産に該当する資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び前項並びに第二項の規定により読み替えて準用する第三十七条第四項及び第六項から第九項まで、第三十七条の二並びに第三十七条の三第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 · 二 省 略

5 · 6 同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
4 · 3 同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と買換資産に該当する資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（交換差金を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この項において「他資産との交換の場合」という。）における第一項及び前項並びに第二項の規定により読み替えて準用する第三十七条第四項及び第六項から第九項まで、第三十七条の二並びに第三十七条の三第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。 <p>一 · 二 同 上</p>											

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項、次条、第三十七条の十一の二及び第三十七条の十二の二において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条及び次条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。第四項及び次条において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この項及び次条から第三十七条の十の四までにおいて同じ。）への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成元年四月一日以後に株式等の譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、第六項、次条、第三十七条の十一の二及び第三十七条の十二の二において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び第五項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条及び次条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第十項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、株式等の譲渡が証券取引所（証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所をいう。第四項、第六項及び次条において同じ。）に上場されている株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。第六項において同じ。）その他これに類するものとして政令で定める株式（当該証券取引所に上場された日その他の政令で定める日（以下この項において「上場等の日」という。）においてこれらの株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間（第六項及び次条において「所有期間」という。）が三年を超えるものに限る。）の譲渡（上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この項及び次条から第三十七条の十の四までにおいて同じ。）への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに限る。）であるときは、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とする。

前二項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものと含むものとし、ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。）をいう。

#### 一四 省略

五 公社債投資信託以外の証券投資信託（第五項において「株式等証券投資信託」という。）の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）の受益証券

#### 六 第八条の二第一項第一号に規定する社債的受益証券以外の特定目的信託の受益証券

##### 省略

五 株式等証券投資信託（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）、非公社債等投資信託又は特定目的信託（以下この項において「株式等証券投資信託等」という。）の受益証券（特定目的信託の受益証券については、第三項第六号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について当該株式等証券投資信託等の一部の解約によりその株式等証券投資信託等の受益証券を有する者に対して支払われる金額（当該受益証券につき支払われるものに限る。）がある場合には、当該金額については、その株式等証券投資信託等について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額）のうち当該受益証券に係る部分の金額までを限り、これを株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

一項の規定を適用する。

六 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年十月一日から平成十七年十二月三十一日までの期間（以下この項において「定期期間」という。）内に、証券取引所に上場されている株式（政令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（以下この項において「上場特定株式等」という。）の譲渡（証券業者への売委託に基づくもの又は証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。）をした場合において、当該上場特定株式等がその譲渡の日において所有期間が一年を超えるもの（以下この項において

#### 一四 同上

五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八条の二第一項第一号に規定する公募により行われたものを除く。第五項において「私募証券投資信託」という。）又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）の受益証券をいう。第三十七条の十五において同じ。）の受益証券

#### 六 第八条の二第一項第三号に規定する社債的受益証券以外の特定目的信託の受益証券

##### 同上

五 私募証券投資信託、非公社債等投資信託又は特定目的信託（以下この項において「私募証券投資信託等」という。）の受益証券（特定目的信託の受益証券については、第三項第六号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について当該私募証券投資信託等の終了又は当該私募証券投資信託等の一部の解約によりその私募証券投資信託等の受益証券を有する者に対して支払われる金額（当該受益証券につき支払われるものに限る。）がある場合には、当該金額については、その私募証券投資信託等について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額）のうち当該受益証券に係る部分の金額までを限り、これを株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

〔長期所有上場特定株式等〕といふ。）であるときは、第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中の長期所有上場特定株式等の譲渡（特定期間内のものに限る。）に係る譲渡所得の金額から百万円（当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除するものとする。

7| 6 省略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に前条第三項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれららの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えた所得税法第七十

7| 6

8| 9 同上

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に前条第三項に規定する株式等（証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条から第三十七条の十一の四まで及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれららの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項の規定により読み替えた所得税法第七十

（長期所有上場特定株式等）といふ。）であるときは、第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中の長期所有上場特定株式等の譲渡（特定期間内のものに限る。）に係る譲渡所得の金額から百万円（当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除するものとする。

7| 9 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する長期所有上場特定株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額及び同項の控除の計算に関する明細書として政令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8| 9 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の政令で定める書類の提出があつた場合に限り、第六項の規定を適用することができる。

二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する額とする。

#### 一四省略

2 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する額とする。

#### 一四同上

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に、上場株式等の譲渡のうち前項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等がその譲渡の日ににおいて所有期間が一年を超えるもの（以下この条において「長期所有上場株式等」という。）であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項、次項及び第五項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、长期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（长期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第七項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の七に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、长期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書として政令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の政令で定める書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

5 第二項の規定の適用を受ける长期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第一項の規定は、適用しない。

6 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定のある場合における前条第七項の規定の適用については、  
同項第一号中「特例」とあるのは「特例」（同法第三十七条の十一第一項（上

場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同項第五号中「これらの規定」とあるのは「同法第七十一条から第八十六条までの規定」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同法第八十七条第二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに租税特別措置法第三十七条の十一第一項(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする」とする。

### (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

第三十七條

証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）（以下この条及び次条において「信用取引等」という。）を行ふ居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。以下この項及び次項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3  
同上

第三十九條の十一 同一

2 証券取引法第百六十一条の二第一項の規定による信用取引（以下この条及び次条において「信用取引」という。）を行う居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引契約に基づき上場株式等の信用取引を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取り引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買い付けた取引の決済のために行う場合に限る。以下この項及び次項において「信用取引に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、第一項又は前項の規定の適用を受けるため、証券業者の営業所（国内にあるものに限る。以

よる。

下この条及び次条において同じ。)に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条において「特定口座開設届出書」という。)を提出して、当該証券業者との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの契約に基づく設定された上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの一をいう。

二 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者と締結した上場株式等の保管の委託に係る契約(信用取引等に係るもの)を除く。)で、その契約書において、上場株式等の保管の委託は当該保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該契約に基づき当該口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等(政令で定めるものを除く。)のみを受け入れること、当該特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該証券業者への売委託による方法、当該証券業者に対する方法その他の政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

#### イフハ省略

三 上場株式等信用取引等契約 前項の規定の適用を受けるために同項の居住者は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者と締結した上場株式等の信用取引等に係る契約で、その契約書において、上場株式等の信用取引等は当該信用取引等に係る口座に設けられた特定信用取引等勘定(当該契約に基づき当該口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)において処理すること、当該特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理することその他政令で定める事項が定められているものをいう。

下この条及び次条において同じ。)に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該証券業者の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に保管の委託がされている上場株式等及びその口座において処理された信用取引に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下この条において「特定口座開設届出書」という。)を提出して、当該証券業者との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。)をいう。

一 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者と締結した上場株式等の保管の委託に係る契約(信用取引に係るもの)を除く。)で、その契約書において、上場株式等の保管の委託は当該保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該契約に基づき当該口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)において行うこと、当該特定保管勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等(政令で定めるものを除く。)のみを受け入れること、当該特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該証券業者への売委託による方法、当該証券業者に対する方法その他の政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

#### イフハ同上

三 上場株式等信用取引契約 前項の規定の適用を受けるために同項の居住者は国内に恒久的施設を有する非居住者が証券業者と締結した上場株式等の信用取引に係る契約で、その契約書において、上場株式等の信用取引は当該信用取引に係る口座に設けられた特定信用取引勘定(当該契約に基づき当該口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)において処理すること、当該特定信用取引勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引に関する事項のみを処理することその他政令で定める事項が定められているものをいう。

7 証券業者は、その年において当該証券業者に開設されていた特定口座がある場合に、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（年の中途中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

## 8 12 省略

## （特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内においてその営業所に開設されている特定口座（前条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等の決済（当該信用取引等に係る株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等をいう。）の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条及び次条において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする証券業者は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時までに、当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所に特定口座源泉徴収選択届出書（この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類をいう。）の提出があつた場合において、その年中に行われた当該特定口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該特定口座内調整所得

7 証券業者は、その年において当該証券業者に開設された特定口座がある場合に、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（年の中途中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

## 8 12 同上

## （特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内においてその営業所に開設されている特定口座（前条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引の決済（当該信用取引に係る株式等（第三十七条の十第三項に規定する株式等をいう。）の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条及び次条において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする証券業者は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時までに、当該証券業者の当該特定口座を開設する営業所に特定口座源泉徴収選択届出書（この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類（第三項及び次条において「特定口座源泉徴収選択届出書」という。）の提出があつた場合において、その年中に行われた当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引に係る差金決済により特定口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該特定口座内調整所得金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収

金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）までに、これを国に納付しなければならない。

し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 前二項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額とは、証券業者の営業所に開設されている居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（以下この項から第五項までにおいて「対象譲渡等」という。）が行われた場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該源泉徴収選択口座に係る第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。）を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額（特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額として政令で定める金額をいう。次号イにおいて同じ。）の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額（その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の金額として政令で定める金額をいう。同号イにおいて同じ。）の総額を控除した金額

ロ その年において当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益の金額として政令で定める金額（次号ロにおいて「差益金額」という。）の総額から当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損の金額として政令で定める金額（次号ロ及び同項第二号において「差損金額」という。）の総額を控除した金額

2 前項に規定する特定口座内調整所得金額とは、証券業者の営業所に開設されている居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引に係る差金決済（以下この項において「対象譲渡等」という。）が行われた場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該特定口座に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときににおける当該超える部分の金額をいう。

## 一 同 上

イ その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額（特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額として政令で定める金額をいう。次号イ及び次項第二号において同じ。）の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額（その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の金額として政令で定める金額をいう。次号イ及び同項第二号において同じ。）の総額を控除した金額

ロ その年において当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益の金額として政令で定める金額（次号ロ及び次項第二号において「差益金額」という。）の総額から当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差損の金額として政令で定める金額（次号ロ及び同項第二号において「差損金額」という。）の総額を控除した金額

一 イに掲げる金額と口に掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

#### イ 省 略

口 その年において当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

二 同 上

#### イ 同 上

口 その年において当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該対象譲渡等の時の前に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

#### 3

書の提出がされた特定口座を開設している証券業者は、第一項の規定によりその月において当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引の差金決済に係る差益に相当する金額から徴収した所得税がある場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者のその月の末日における当該特定口座に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該超える部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

一 その月において生じた前項に規定する特定口座内調整所得金額の合計額

#### イ イに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した残額

二 イに掲げる金額から口に掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

(1) その月の属する年の一月一日からその月の末日までの間にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

(2) その月の属する年の一月一日からその月の末日までの間に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

口 (1)に掲げる金額と(2)に掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

(1) その月の属する年の一月一日からその月の前月の末日までの間にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

(2) その月の属する年の一月一日からその月の前月の末日までの間に行われた上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

た上場株式等の信用取引に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している証券業者は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

5 前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に対象譲渡等を行つたときは、当該対象譲渡等により生じた同項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

#### 6 省略

7 前項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収された所得税の額がある場合における所得税に関する法令の適用に関する特例その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 証券業者は、その年において当該証券業者に開設されていた特定口座が源泉徴収選択口座である場合には、その年の当該源泉徴収選択口座に係る前条第七項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

#### （確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得）

第三十七条の十一の五 その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一項（第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百二十一條第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該各号に掲げる金額（当該各号に掲げる金額が同一の源泉徴収選択口座に係るものである場合には、当該源泉徴収選択口座については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額）を除外したところにより、同法第

#### 5 | 4 同上

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収された所得税の額がある場合における所得税に関する法令の適用に関する特例その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得）

第三十七条の十一の五 その年分の所得税に係る前条第一項の規定の適用につき特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座（以下この項において「選択口座」という。）を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者で、当該選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十第一項（第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百二十一條第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百二十一條第一項（同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額の計算上当該各号に掲げる金額（当該各号に掲げる金額が同一の選択口座に係るものである場合には、当該選択口座

百二十二条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第五項（第三十七条の十三の二第一項七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用する」ことができる。

一 その年中にした源泉徴収選択口座（その者が源泉徴収選択口座を二以上有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座。次号において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

二 その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

## 2・3 省略

（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）

第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者（所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。）が平成元年四月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第四項において準用する第三十七条の十第七項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額）を除外したところにより、同法第二十条から第二百二十七条まで（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十二の二第五項（第三十七条の十三の二第一項七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第六十六条（同法第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第六十六条（同法第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

一 その年中にした選択口座（その者が選択口座を二以上有する場合には、それぞれの選択口座。次号において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

二 その年中に選択口座において処理された差金決済に係る第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

## 2・3 同上

（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）

第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者（所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。）が平成元年四月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第四項において準用する第三十七条の十第十項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

## 2・3 省略

4 第三十七条の十第四項及び第七項（第一号、第二号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。この場合において、同

条第七項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得に該当する部分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）のうち譲渡所得に該当する部分の金額」とあるのは「第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得に該当する部分の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、同項第五号中「第七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替えるものとする。

### （上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第三十七条の十二の二 確定申告書（第五項（第三十七条の十三）の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条规定（同法第一百六十六条规定による申告書を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

## 2・3 省略

## 2・3 同上

4 第三十七条の十第四項及び第十項（第一号、第二号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。この場合において、同

条第十項第三号中「株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）のうち譲渡所得に該当する部分の金額」とあるのは「第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得に該当する部分の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、同項第五号中「第七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替えるものとする。

### （上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）

第三十七条の十二の二 確定申告書（第五項（次条第七項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条规定（同法第一百六十六条规定による申告書を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

## 2・3 同上

## 2・3 省略

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（第七項を除く。）及び第三十七条の十一（第五項を除く。）の規定の適用については、第三十七条の十第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の

4 第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（第七項を除く。）及び第三十七条の十一（第五項を除く。）の規定の適用については、第三十七条の十第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の

二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、第三十七条の十一第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

## 5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

## 7 省略

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三 平成十五年四月一日以後に、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定中小会社」という。）の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定株式」という。）を払込み（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下この条における当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条及び第三十七条の十三の三において同じ。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十

二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、第三十七条の十一第一項及び第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

## 5 同上

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ中「又は法人税法」とあるのは「若しくは法人税法」と、「若しくは雑損失の金額又は欠損金額」とあるのは「雑損失の金額若しくは欠損金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法第十五条」同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

## 7 同上

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社（以下この条において「特定中小会社」という。）の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下この条における当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下この条において同じ。）について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（第八項において「上場等の日」という。）の前日までの期間（第五項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、こ